

議第29号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第30号の表中

備考 この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

を

備考

- 1 この表において、床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合判定通知書の交付を受けた場合は、この表に定める額に、当該適合判定通知書に係る同法第11条第1項に規定する特定建築物の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を加えて得た額とする。
 - (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この号、第44号の5、第44号の6及び第44号の10において「非住宅部分」という。）のうち建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。第44号の5から第44号の10までにおいて「省令」という。）第10条第1号に規定する工場等（以下この号、第44号の5、第44号の6及び第44号の10において「工場等」という。）の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計が、100平方メートル以下のもの 2,000円
 - (2) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計が、100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの 3,000円
 - (3) 非住宅部分のうち工場等の用途に供する部分を除いた部分の床面積の合計が、200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 5,000円

(4) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計が、500平方メートル以下のもの 1,000円

に改め、同条第44号の3の表中

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円

を

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

に、

」

「

1件につき120,000円
1件につき198,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき265,000円、その

「

1件につき118,000円
1件につき149,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき246,000円、その

を

に改め、同条第44号

他の場合にあつては 1 件につき93,000円
市長が定める基準に よる審査にあつては 1 件につき422,000 円、その他の場合に あつては1 件につき 156,000円
市長が定める基準に よる審査にあつては 1 件につき265,000 円、その他の場合に あつては1 件につき 93,000円
市長が定める基準に よる審査にあつては 1 件につき422,000 円、その他の場合に あつては1 件につき 156,000円

他の場合にあつては 1 件につき94,000円
市長が定める基準に よる審査にあつては 1 件につき309,000 円、その他の場合に あつては1 件につき 120,000円
市長が定める基準に よる審査にあつては 1 件につき246,000 円、その他の場合に あつては1 件につき 94,000円
市長が定める基準に よる審査にあつては 1 件につき309,000 円、その他の場合に あつては1 件につき 120,000円

」

」

「

床面積の合計 が 300 平 方 メートルを超 えるもの	1 件につき17,000円
床面積の合計 が 300 平 方 メートル以下 のもの	1 件につき6,000円
床面積の合計 が 300 平 方 メートルを超 えるもの	1 件につき17,000円
床面積の合計 が 300 平 方 メートル以下	1 件につき6,000円

の 4 の表中

を

のもの	
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

」

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円

に、

」

「

1件につき61,000円
1件につき101,000円

「

1件につき60,000円
1件につき76,000円

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき133,000円、その他の場合にあっては1件につき47,000円

市長が定める基準による審査にあっては1件につき214,000円、その他の場合にあっては1件につき81,000円

市長が定める基準による審査にあっては1件につき133,000円、その他の場合にあっては1件につき47,000円

市長が定める基準による審査にあっては1件につき214,000円、その他の場合にあっては1件につき81,000円

を

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号において「市長が定める基準」という。）による審査にあっては1件につき124,000円、その他の場合にあっては1件につき48,000円

市長が定める基準による審査にあっては1件につき156,000円、その他の場合にあっては1件につき61,000円

市長が定める基準による審査にあっては1件につき124,000円、その他の場合にあっては1件につき48,000円

市長が定める基準による審査にあっては1件につき156,000円、その他の場合にあっては1件につき61,000円

に改め、同条第44号

の5を次のように改める。

(44)の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13

条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次の表に定める額

区分		手数料の額	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定による認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第34条第3項に規定する他の建築物（以下この号及び次号において「他の建築物」という。）の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円	
他の建築物以外の建築物の非住宅部分	工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による判定にあつては1件につき246,000円、同号ロに規定する基準による判定にあつては1件につき94,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による判定にあつては1件につき309,000円、同号ロに規定する基準による判定にあつては1件につき120,000円
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき20,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき28,000円

第2条第44号の7中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、
「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき29,000円

を

」

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円

に、

のもの	
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

」

「

1件につき120,000円
1件につき198,000円
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては265,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては93,000円
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては422,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては156,000円
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては265,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては93,000円
省令第1条第1項第

「

1件につき118,000円
1件につき149,000円
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては246,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては94,000円
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては309,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては120,000円
省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては246,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては94,000円
省令第1条第1項第

を

に改め、同号を同条

1号イに規定する基準による審査にあつては422,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては156,000円

1号イに規定する基準による審査にあつては309,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては120,000円

」

」

第44号の9とし、同条第44号の6中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号の表中「第31条第2項において準用する同法第30条第1項第1号」を「第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号」に、

「

床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

を

」

「

床面積の合計が300平方メートルを超	1件につき10,000円
--------------------	--------------

えるもの	
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき10,000円

に、

」

「

1件につき61,000円
1件につき101,000円
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては133,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては47,000円
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定す

「

1件につき60,000円
1件につき76,000円
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては124,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては48,000円
省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定す

る基準による審査にあっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては81,000円

を

る基準による審査にあっては156,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては61,000円

に、「第31条第2項

省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては133,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては47,000円

省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては124,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては48,000円

省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては214,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては81,000円

省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては156,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては61,000円

」

」

において準用する同法第30条第2項」を「第36条第2項において準用する同法第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に、「第29条第3項の」を「第34条第3項の」に改め、同号を同条第44号の8とし、同条第44号の5の次に次の2号を加える。

(44)の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次の表に定める額

区分		手数料の額
他の建築物の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき6,000円
	床面積の合計が	1件につき10,000円

		300平方メートルを超えるもの	
他の建築物以外の建築物の非住宅部分	工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による判定にあつては1件につき124,000円、同号ロに規定する基準による判定にあつては1件につき48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による判定にあつては1件につき156,000円、同号ロに規定する基準による判定にあつては1件につき61,000円
	工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき11,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき16,000円

(44)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に関する認定の申請に対する審査 次の表に定める額

区分			手数料の額
市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる経済産業省令・	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号から第44号の9までにおいて同じ。）		1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共	申請に係る戸数（以下この号から第44号の9までにお

国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合

国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合	用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この号から第44号の9までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この号から第44号の9までにおいて同じ。）	いて「申請戸数」という。）が1戸のもの	
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき17,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	1件につき29,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	非住宅部分（住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この号から第44号の9までにおいて同じ。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	その他の建築物	床面積の合計	1件につき10,000円

			が300平方メートル以下のもの	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
その他の場合	一戸建ての住宅			1件につき37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	1件につき37,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき150,000円
	共用部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき118,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき149,000円
	非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては246,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては94,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査に	

		えるもの	あつては309,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては246,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては94,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては309,000円、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載する場合は、申請に係るそれぞれの建築物のこの表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を合算した額とする。

第2条第44号の9の次に次の1号を加える。

(4)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査 次の表に定める額

区分	手数料の額
----	-------

非住宅部分であつて、工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては1件につき62,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては1件につき24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては1件につき78,000円、同号ロに規定する基準による審査にあつては1件につき30,000円
工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき8,000円

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第44号の3、第44号の4及び第44号の7から第44号の9までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和3年2月16日提出

三島市長 豊岡 武士